

答

現在の介護保険制度で対応できないサービスを補うために、本市では軽度生活援助事業を、社会福祉協議会ではぬくもりボランティア福祉サービス事業を、また、シルバー人材センターでは、調理、洗濯、通院や買い物付き添いなどの家事援助サービスを実施している。

先進地では、介護版ファミリー・サポート・センターを立ち上げ、家族の突発的な病気やけがなどの際の生活援助、介護する家族の急な残業や出張などの際の生活援助、食事の準備、買い物、洗濯など、高齢者が日常生活を送る上で、の援助などが行われている。介護保険サービスでは対応できない生活支援サービスについては、市、社会福祉協議会、シルバー人材センター、あるいは民間で重複する既存のサービスの見直しを図るとともに、今後、生活支援のサービス及び介護の担い手の活動の場となるよう、相互援助を行う有償ボランティアとして介護版ファミリー・サポート・センターの立ち上げについて検討していきたい。

藤井武彦 議員



- 1 一般質問
住宅用火災警報器について
- 2 災害発生時におけるSNSの活用について

交換の周知方法は？

住宅用火災警報器

問

住宅用火災警報器は、消防法及び西条市火災予防条例により、新築住宅では平成18年6月1日から、全ての住宅においても平成23年6月1日から設置が義務付けられているが、本市における設置率はどのようになっているのか。

また、新築住宅においては、設置を義務付けられているから、10年以上経過し、電池切れや電子部品の劣化で火災を検知しなくなるおそれがあるが、住宅用火災警報器の維持管理

や点検、交換時期の目安について、市民にどのような方法で周知しているのか。

更に、住宅用火災警報器は、設置が義務付けられたものの、未設置に対する罰則規定がないため普及が進んでいないと聞くと、普及に向けてどのように取り組んでいるのか。

答

住宅用火災警報器は、火災を早期に発見し、住宅火災からの死者を減少させることを目的に、平成23年から全ての住宅に設置が義務付けられており、本市における平成28年度の設置率は、61パーセントとなっている。

設置が義務付けられてから10年が経過したことで、火災



高齢者世帯で住宅用火災警報器を取り付ける消防職員

を検知する精密部品の経年劣化を考慮する必要があることから、現在、火災警報器の取り替えを推進するため、公民館へのポスターの掲示、関係機関が開催する各種会議での周知、広報紙やホームページ、フェイスブックを活用した啓発を行っている。

また、購入した火災警報器の取り付けが困難な高齢者などの世帯には、消防職員が直接出向いて取り付けを行う支援を継続して行っている。

普及に向けた取組としては、広報紙やホームページ、各種のイベントなどを活用して市民への周知を図るとともに、平成22年度から消防団や自治会の協力の下、共同購入を進めるなど設置促進を図っており、その結果、設置率は平成26年度には85パーセントまで上昇している。

しかし、平成27年度以降は、設置率が低下傾向であることから、今後は更に啓発活動を強化するとともに、火災予防運動の時期を捉え、消防団などの戸別訪問や共同購入なども含め検討し、よりいっそうの設置率の向上を図りたい。

西条市民

クラブ

佐伯利彦 議員



- 1 次世代ファーマーサポート事業について
- 2 効率的野菜生産流通改革モデル事業について
(一般質問)
- 1 地域創生センターについて

次世代を担う

新規就農者の確保を！

問

新規就農者の確保・定着や優良農地の維持強化を目的とした次世代ファーマーサポート事業は、新規就農者の研修に重点を置いていくの思われるが、具体的にどのような内容で、どのような効果が期待されるのか。